

「たいせつな」

みずはみんなのたからもの

6月1日～7日は水道週間です。
今一度、水道について考えてみませんか？

蛇口をひねれば当たり前のように使うことができる水は、私たちの暮らしに欠かせないものです。

町では安心・安全な水道水を供給するため、水道水の毎日検査（濁りや色、消毒効果など）や毎月の詳細検査（飲み水に適合した基準値の確認等）を実施しています。

また、30年以内に70%から80%の確率で発生が予測されている南海トラフ大地震などの災害による断水を最小限に抑えるために、主要な配水池間を結ぶ配水管を耐震管に取り替える工事を行いました。今後、安心・安全な水道水を安定して供給するために、主要配水管や避難所等への配水管を更新する工事を進めていきます。この水道週間に、水道の大切さを改めて考えてみませんか？



クロスコネクションは水道法で禁止されています ～あなたの家は大丈夫ですか？ 今一度あらためてご確認を～

■クロスコネクションとは

クロスコネクションとは、水道管とその他の目的（井戸水）の管が直接連結された状態です。必要に応じてバルブで切り替えを行う場合も同様となります。

■禁止されている理由

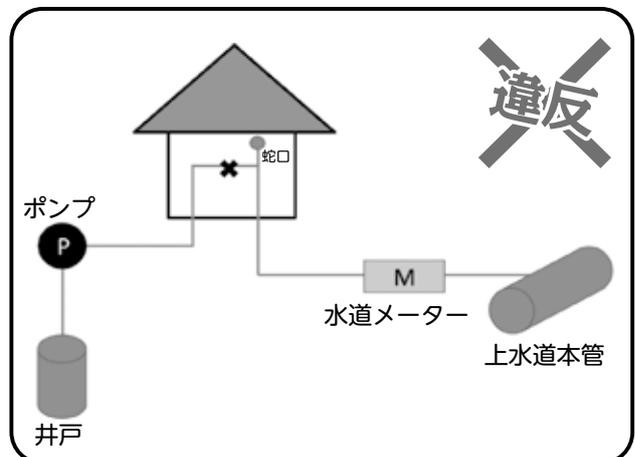
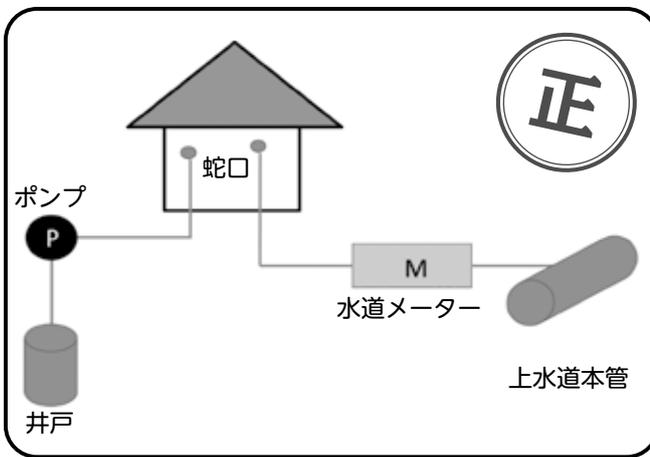
水道管とその他の目的の管が接続されていると、バルブの故障等の原因により水道水以外の水が水道本管に逆流することがあります。

逆流した水が汚染されていた場合、汚染された水が広範囲に行き渡ってしまうことから禁止されています。

■クロスコネクションになっている場合

日野町指定給水装置工事業者へ水道管とその他の目的の管を切り離すよう依頼してください。なお、工事にかかった費用は所有者の自己負担となります。

クロスコネクションが発見されてもすぐに改善されない場合は、日野町上水道給水条例に基づき、クロスコネクションが解消されるまで給水を停止することとなります。



◆問い合わせ先 上下水道課 上水道担当 ☎ 0748-52-6576

空家等除却支援事業補助金制度を制定しました

町が認定をした特定空家等もしくは危険空家等の所有者等が除却を行う経費の一部を支援補助する補助金制度を制定しました。

補助対象要件

◇特定空家等 町が認定をした特定空家等の除却工事

◇危険空家等 要綱の危険空家等評定基準表の評点が100点以上である危険空家等の除却工事
空家等が位置する自治会と次に掲げる事項を記載した土地使用貸借契約書を締結すること。

- ① 跡地を10年以上自治会に貸し付けること。
- ② 契約期間中、跡地の売却または譲渡を行わないこと。
- ③ 貸付けを受けた自治会が維持管理を行い、営利を目的としない活用を行うこと。

※ただし、補助対象者と跡地の所有権を有する者が異なる場合は、跡地の所有権を有する者が契約を締結すること。また、契約を締結する者以外に権利関係者が存する場合は、権利関係者の全員の同意を得て契約を締結すること。

補助金限度額 最大80万円（経費の4/5補助）

補助対象者、補助対象経費等の詳細はお問い合わせください。

◆問い合わせ先 建設計画課 都市計画担当 ☎ 0748-52-6567

令和6年度防衛省自衛官等採用試験のご案内

コース	自衛官候補生 (陸海空)	一般曹候補生 (陸海空)	航空学生	防衛大学校 (一般)
応募資格	18歳以上33歳未満の方(32歳の方は、採用予定月の末日現在、33歳に達していない方)		【海上】18歳以上23歳未満の方(高卒者(見込含)または高専3年次修了者(見込含)) 【航空】18歳以上24歳未満の方(高卒者(見込含)または高専3年次修了者(見込含))	18歳以上21歳未満の方で高卒者(見込含)または高専3年次修了者(見込含)
受付期間	第4回: 7月1日～8月8日 第5回: 7月1日～9月11日 第6回: 9月17日～10月31日	第2回: 7月1日～9月3日 第3回: 10月1日～11月28日	7月1日～9月5日	7月1日～10月17日
試験期日	受付時にお知らせします	第2回: 9月20日 または9月21日 第3回: 12月7日	9月16日	11月2日
処遇等	所要の教育を経て3か月後に2等陸・海・空士に任用され、陸上は1年9か月、海空は2年9か月を1任期として任用	入隊後2年9か月経過後選考により3等陸・海・空曹	入隊後6年で3等海・空尉	修学年限4年 卒業後約1年で3等陸・海・空尉

※他にも受験できる種目がありますので、気軽にお問い合わせください。

自衛隊滋賀地方協力本部
ホームページ



◆問い合わせ先 自衛隊滋賀地方協力本部 近江八幡地域事務所 ☎ 0748-33-2103